

◆ 書評論文 ◆

山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明 編『新しい公共性—そのフロンティア』、長谷川公一 著『環境運動と新しい公共圏』

藪 谷 あや子（人間環境大学）

山口他編「新しい公共性—そのフロンティア」は、多彩なディシプリンが「新しい公共性テーゼ」ともいうべき問題関心のもとに結集し、公共性論の新展開をめざす意欲的な論文集である。ラインナップは政治学・憲法学・哲学・思想・比較文化論・歴史学・社会学・経済学・地方自治体論・メディア／コミュニケーション政策の、実に15人で組まれている。

副題の「フロンティア」には、グローバル化、ポスト社会主義、アフター・フォーディズム、EU拡大等、1990年代以降の政治・経済的背景と、①福祉国家の危機、②市場原理の隆盛、③NPO/NGOの台頭といった〈政府・企業・市民セクター〉の関係性の変化をふまえた最新の理論動向の紹介をベースに、それ以前の公共性議論と画される「新しい公共性」の「新しさ」の所以を各分野から切り出そうとする意気込みがうかがわれる。

序章：山口論文は、「市民社会論」リバイバル、「新しい公益」論、国家を強く意識した「公民」論、「新しい公共性」論等々にみられるように、経路依存性が強く、多義的、論争的な現在の公共性議論の混迷状態を整理し、課題とその打開の方向を示そうとする。

本章の、①立脚点と目標は、「公・私二元論」を批判し、「公」でもなく「私」でもない公共性概念の構築をめざすことである。②問題意識は、「公と私を結びつけるものとしての公共性」および「私利私欲が公共性へと転じる論理の重要性」である。筆者は、前者を丸山眞男のうちに、後者を加藤典洋のうちに共通のものを見出す。（公共性概念の再発見）。③アプローチは、「公」と「公共（性）」を区別しつつ、「公共（性）」の観念を、「公」

と「共」という2つの構成要素に分解して点検し、その上で両者の再結合を図るものである。（公共性概念の解体と再構成）

以上①②③は、非西欧的なプロセスを通じて市民社会を実現する契機を模索する姿勢とともに、第6章：小関論文と第11章：富野論文にも共通している。

三者は各自の専門分野に応じた方向性を提起することに向かうが、「共」概念に着目する筆者は、長谷川公一の「社会的共同性」の語に刺激されつつ、その現代的展開を論じる金子勝のセーフティネット論と地域社会のコミュニティのあり方に契機を見出していく。

筆者は、「官」が「公」を独占してきたという日本の経過をふまえて、近年の公共性をめぐる状況に期待を寄せつつも、①社会として見た場合、「市民的公共性」がなお未成熟であること、②理論分野でも、「理論的定位や枠組みの検討に集中しており、具体的な制度構想や制度改革への手がかりとなるような問題整理が得られない。」と実践への焦りも表明し、「公共空間」と区別される正当性基準としての8つの公共性規準を示している。

〈第1部：公共性理論の新しい視角〉は、第1章から第4章が公共圏の基礎理論、第5・6章がいわば公共性論私論。

基礎理論部分では、公共圏論および分配的正義論の概要と課題が、それぞれアーレントとハーバーマス、センとロールズという先駆者と革新的継承者の対比をとおして示される。ハーバーマス理論を直接テーマとする章は立てられていないが、彼の公共圏論こそが第1部全体を支える論理展開の基盤となっている。

比喩的にいうならば、第1部は、ハーバーマスの手による記念碑的建造物「公共空間劇場」で演じられる三幕物である。第一幕（佐藤春吉論文）〈古典古代的公共圏〉、第二幕（佐藤和夫論文）〈近代市民的公共圏〉、第三幕（西川論文）〈現代的公共圏〉。最終場面では、対抗的公共圏の訴えに応答する分配的正義論（後藤論文）が示される。

主役を順にアーレント、ハーバーマス、フェミニズム（対抗的公共圏）と見立てるならば、幕ごとにそれぞれ後続者に異議申し立てを受けている。といって筋書きは直線的には進行しない。とくにアーレントとフェミニズムは、「アイデンティティ」という地下水脈で通じているようにみえる。本書評が対象とする二冊ともに、アーレント理論の核心である「かけがえのなさ（uniqueness）」、「アイデンティティ」がキーワードとされている。

佐藤春吉論文は、独特の概念で構成されるアーレントの思想を公共空間理論の原型として俯瞰する論考であり、第1部全体の方向と射程とを定める重要な位置にある。

アーレントは、消費社会化や大衆社会化による「世界」の破壊傾向、現代社会の危機を「公共空間」の喪失のうちにみた。公共空間は「唯一存在（uniqueness）」としての人間の「現れの空間」であり、その喪失は人間の条件である自由とリアリティの喪失を意味しているからである。彼女は、徹頭徹尾、自由とリアリティの空間としての公共空間の復権をめざして理論構築に精神を注ぎ込む。「世界」「権力」「革命」等の政治概念とその理論は、この目的のための彼女独特のラディカルなものであり、通常の用法とは大きく異なる。

筆者は用意周到にも、「ハーバーマスの視点を交えて」アーレント公共空間論の貢献と批判を示す。それらはどれも妥当なものであり、評者はそれらを支持したうえで、①アーレントが先駆的に意味づけた「アイデンティティ」と批判的な視点をもった「親密圏」の概念が現代的公共空間論構築のエンジンとなっていること、②彼女がリアリティ問題の答えとして示す「唯一存在の逆説的複数性」と

いう共同態を共同性の契機として注目したい。

佐藤和夫論文は、佐藤春吉論文をうけて、現代の根深い危機の一つとして、少年犯罪、ひきこもり、DVなど家族・親密圏でおこる問題をアーレントの公私観の視角から読み解く論考である。それらの病理的行動が「私事の空間」の出来事として黙殺されてきたこと、社会に強制されたアイデンティティによって自分の思いを多くの人が「公の場」で語れなかったことをあげて、そのような弱者の沈黙の上に立って自明なものとされてきた従来の「公私境界」のあり方や「公共性」の内容を問い、親密圏の問題が政治的・公共的議論の対象とされるようになったことに、親密圏からの公共性概念を再編成する出発点を見る。

ここでも重要な役割を演ずるのはアーレントでありハーバーマスは言及されていない。にもかかわらず、筆者が、①全体主義文化を導引する孤独へつながる道としてアーレントが警鐘を鳴らした人間存在のかけがえのなさの危機、②家族・親密圏における規範と実態のギャップ、③②を隠蔽してきた日本的な条件としての高度成長期に完成した物質至上主義、の三つの要因をあげて家族がはらむ問題をときおこすとき、浮かび上がる真のテーマはハーバーマスの市民的公共圏の限界と抑圧の側面である。

西川論文は、フェミニズムを旗手とする対抗的公共圏が民主主義と公共圏概念に関する生産的な論争を展開し、「新しい社会運動」の文脈で「多元的主体による公共空間」の地平を切り拓いてきたことを高く評価する論考である。対抗的公共圏は、性・人種・民族・障害等々、属性的な要因を根拠とした差別や格差への異議申し立て運動としてスタートし、産業社会の中核的システムから排除されている人々を代弁し、少数者が訴える社会の矛盾に遡ることなく多数決制と代議制としてのみ機能する現行民主主義の形骸性、形式性を指摘し、それに替わり少数者をエンパワーする機動的な「新しい民主主義」を要請してきた。

即ち、対抗的公共圏は、近代市民的公共圏のアリーナの単一性、階級性、イデオロギー性を明らかにしたが、かかる「アリーナ」は「公・私の境界」と読み替え可能である。近代市民的公共圏の主流派市民によって、①恣意的、状況依存的に定義されてきた「公私境界」、②近代市民的公共圏を支え、自明のものとしてされてきた公共性、③その随伴者としての民主主義。これらの再検討が当事者のみならず社会にとって必要であること、即ち、自己覚醒（気づき）を通じて社会に覚醒を促しつつ、公共性と民主主義のバージョンアップに挑戦してきたのである。

しかし、ポスト・ジェンダーの課題もみえてきた。女性問題は、家父長制や階級闘争といった古典的視角からジェンダー概念にシフトすることによって性別を越えて広がった。次には、あいかわらずの性差別から特定の遺伝子の有無にまで拡大した諸差別の実態と、差別を再生産する社会と自己のうちにあるメカニズムを問い、それらを自分にとってかけがえのない（unique）アイデンティティとして組み替え、獲得し直す作業が残されている（自己決定と自己表出）。

対抗的公共圏はマイノリティであることを問題視して形成され、果敢に問題提起してきたが、被害者という自己定義を越えて、マジョリティとマイノリティという二分法を克服しうる「新しい共同性と公共性」概念につきたつたのである。

こうした最先端の課題と切り結ぶものとして、重層的アイデンティティの自己統合と、それを受容する公共的熟議の制度化、さまざまな集合体を含む社会システムとの関係のなかで社会的合意に向かうメカニズムとダイナミズムを具体化する試みとしての、センによるロールズ正義論再構築がある。

後藤論文は、公共空間にアクセスできない人々を死重として、万人に平等に資源を分配する方法を論じる分配的正義論を手際よく解説する論考である。規範的なロールズ正義論の限界を内在的に克服し現実的なものとして機能させるために、たゆまず挑戦していくフ

ロンティアとしてのセンの理論的軌跡を明快に示している。

センの問題意識は、多元的民主主義をとおして、①公共的ルール of 制定・改定プロセスを、次に②公共的判断のあり方を拡張することである。これはロールズの理論的弱点という地点ではなく、到達点をさらに乗り越えることを意味する。

第一の峰は、センが、制定者の認識的条件は民主主義的な権能が人々によって行使される状況のもとで発現すると考え、正義に基づく視点を政治的決定プロセスに組み込む地点である。ここで多様な目標をバランスづける「整序的な権利＝社会的目標システム」が提起される。

第二の峰は、自立的な活動集団の上位の集合体としての「社会」をいかに把握するかの地点である。ロールズが、ルール制定者たちとその代表集団との政治的同質性を仮定したのに対して、センは、特定の地域共同体や組織に深く埋め込まれた自我を引き剥がし、異なるポジションやカテゴリーから問題を捉え返す「ポジション依存的客観性」を提起した。

センは、複数の集団にまたがる個人の自己統合化に成功した多層的な個人像をもとに、複数の集団が重なり合いながら上位原理を共有し、そのような集団がさらに重なり合いながら高次原理を共有するプロセスを展望しているのである。他者におしつけられたアイデンティティが人間の発達を阻むとし、アイデンティティを主体的にとらえ返す条件として人と「財」の「潜在能力」とその関わり合いを考察したセンが、民主主義のOS的機能を理論的に組み込み、自分自身が民主的に合意したルールによって自己の幸福や傾向性を適正に制約することを自由の保証とした経過がよくわかり、難解な理論が身近なものとなる。

立石論文では、資源分配の現場で分配的正義ルールが出会うであろうさまざまな質疑応答、例えば、①分配的正義が形成される範囲や状況、②合意されるべき価値、③分配の基準や根拠等が、筆者独特の語り口で、副題どおり「要約と課題」として列挙されている。

①では、「福祉」「国家」として、成員を「国民」に事実上限ってしまうが、分配の範囲を限っていることが問題」としつつも、「人は具体的な関係の中で共感し同情するあり方を捨象している」ことを問題視している。これは第8章のEUのアポリアそのものだが、〈分配する側〉と〈分配される側〉の関係と論理、即ち、②③を絡めての展開を期待したい。

また、「家族内労働を有償化・社会化すること自体は負担の総量を増やさない。負担とともに利得が増える」と述べたうえで、「一人一人のあり方を認めること」を「分配の問題」として語ることを疑問視している。②の視点を固定した場合の興味ある論点である。

家庭内労働は、「仕事」か「労働」かの個人の価値観で意味が違う性格をもつ労働の典型である。ただし、筆者がいう形で件の労働が担われるには、社会的な支援システムが整備されていることが必要条件であるが、十分条件でない。その意味では、「一人一人のあり方を認める」ことは分配問題に集約されるものではないが、分配問題に強く制約されるということであろうか。

小関論文は、歴史学が、公共性（論）および市民的公共空間（論）とどう対峙してきたかを内省的に総括するなかで、歴史学のアイデンティティを考察する論考である。筆者は、①公権力に対する抵抗権の脆弱性という日本近代社会の特徴が、〈近代日本の公権力確立過程が住民の私有権を創出することを条件とした〉という主権国家化の歴史的経緯に淵源すること、それゆえに、②日本の近代歴史学では、国家と公共空間は常に背反的な力学的関係にあるものと受けとめられてきたこと、このことから、③歴史学における国家あるいは公共空間への姿勢は、戦前・戦後という時間的差異とともに、歴史の認識主体（研究者）の（天皇制）国家とどう向き合うかという姿勢に強く規定されていたことを指摘する。

即ち、戦前においては、〈社会契約説的な権力編成原理を排し、公権力とその基礎になる社会が国民の合意と契約以前に存在することを自明視する〉社会有機体説とその激烈な

批判者としての皇国史観、戦後においては、マルクス主義史学とその代表的批判者としての丸山眞男との主体性論争がある。

とくに、近代的自我の確立をいう「丸山のなもの」を一種の仮想敵としつつ自己形成してきたマルクス主義史学にとっては、市民的公共空間は受容すべからざる概念であったことが説得的に示される。

ともあれ、敗戦を起点とする日本の「公」「私」の再建過程。それは、①日本国民が天皇を頂点とする家父長制から解放される個人の自立過程と、②冷戦体制のもとでの圧倒的なアメリカの軍事的・政治経済的・文化的影響に規制されながらの独立日本の建設過程—という両者が重なる時代であり、歴史学者が公共性（論）と向き合うことは、戦前とはまた違う形で、個人が国家に向き合うことを意味し、思弁的な営為ではなく研究者の生き方に関わる思想的実践であったことを私たちは知る。筆者は、「公権力と公共空間はつねに国民国家の虚偽に毒されたものとして一蹴し続ける態度を克服し、異質な人間によって構成された集団がいかに自覚的な合意に基づいて公権力を構成し、それとの緊張関係を維持しえるのかという問題意識を組みこんだ新たな歴史学を立ち上げることを急務である。」と結んでいるが、これは歴史学だけにとっての総括ではないはずだ。

〈第2部：公共性問題と政治経済学の新展開〉では、主として日欧の現代の政治状況、市民社会形成過程の違い、グローバルな力関係のもとでの南北の社会概念のねじれ、メディア環境の変化等、公共性と民主主義をめぐるさまざまな現代的位相が描かれている。

篠田論文は、EUの文脈での公共空間論のフロンティアとして、P.ハーストのガバナンス論を紹介する論考である。統治者イメージを国家が独占する日本ではガバナンス論は政治的リアリティに欠け、企業統治論にしか生かされていない。欧州でも、ガバナンス論はアフター・フォーデムにおける自主的な調整様式、統治様式として提起され、当初の規

範的・システム論的性格ゆえに政策的操作性に欠けるとして、現在でも批判されるむきもある。

しかし、ハーストの議論の特徴は、国民国家による独占的統治に代わる多元的主体のうち、公共性を担う媒介団体的ファクターとしてアソシエーションを核とした実践的プロジェクトを提起している点である。

即ち、地域ガバナンス実現の過程は、市民社会が国家から公共性を取り戻す「(再)公共化」過程と位置づけられているが、この過程は単にコミュニケーションによって実現されるのではなく、経済ガバナンス(地域産業公共空間)と社会ガバナンス(福祉・環境に関与するセクター)が相まって、企業や公的サービス機関を自己統治(調整)的アソシエーションに転換させる体系的戦略プロジェクトであると同時に、エンパワーされた多様なアソシエーションによってデモクラティックに地域公共空間を地域ガバナンスへと進めるデモクラシー論として展開されている。

これを、第11章の富野論文が提起する「地域社会における「公共性」の解体と再構築を内容とする地方自治改革」や、長谷川著[2003]が提起する「コラボレーション」と比較すれば、同時代的、世界史的課題に直面し、類似した政策が提起されるとしても、日欧米における公・共・私の実態をとおして政策展開の基盤の違いが明らかになる。

中村論文は、EUの将来像をめぐるドイツでの論争をとおして、国民国家を超える「欧州国家」と「欧州公共圏」の可能性を考察する論考である。

論争では、EU推進という外在的压力と多民族国家という内在的压力に挟撃されて国民国家的公共圏が揺らぐなか、地域ガバナンスとEUガバナンスの、ローカル・ナショナル・リージョナルという、多層的で輻輳した緊張空間のもとでの分権を前提とした地域統合と地域競争を通じて、〈経済・環境・文化〉の持続可能性を追求することによって生き残ろうとする欧州の企ての、したたかな「市場の側面」と「社会的側面」の意義と矛盾が確

認できる。

かかるオッフエ・ハーバーマス論争において、筆者は「文化の国民的な多様性」や「寛容と共生と論争とともにある自省」を欧州共通の旗として掲げる推進派ハーバーマスを支持しつつも、それが規範的にすぎ、現実にはEUがグローバリゼーションに対応した経済競争力強化を掲げてガバナンス・ネットワークの内側に市民社会の行為主体を組織している事実、要するに、EUレベルでの体制への取り込みという現実の共犯関係をみていないと指摘している。

とはいえ、現在のところ、それに代わる旗は見当たらず、EUの「社会性」理念と競争的市場の現実との間にある矛盾は避けがたい。しかし評者としては、逆にそうであるからこそ、EUの空中分解を避けるためにも、競争的市場と拮抗する「欧州の社会性」を具現化するべく、地方分権と市民セクター活用というリアルな政策的基盤が存在すると考える。

なお、個人的には、①EU中心国のドイツの論争だけでなく、既に工場用地としてEU内分業に組み込まれている中・東欧諸国や、西方キリスト教世界に属さないトルコとロシアの議論があれば、EUのアイデンティティの見地からよりインパクトがあったであろうこと、②EU拡大の布石として進捗している環境整備政策の結果とみなされる欧州世論の変化の紹介は、EU論争を判断する材料を提供するものとして非常に有益であること、を指摘しておきたい。

宮本論文は、長年にわたる調査や運動から得た知見に基づいて、日本の公共事業がいかにDevelopment至上主義であったかを総括し、それをSustainabilityを前提としたものに転換させるにあたって、世界各地の豊富な例示的实践を紹介し、そこから公共性概念の現代的定義を示す論考である。

立論の特徴は、①Sustainability概念は、単に公共事業改革の指針としてだけでなく、Sustainable-cityやSustainable-societyの枠組みの中でとらえられていること、②〈開発

反対→自然保全→自然再生・復元〉へとより積極的なレベルに進んでいること、③ニーズと企画、事業決定のプロセス、効果の帰属等、事業に関する情報公開にもとづいた市民参画等、公共性と民主性についての新しい評価軸が設定されていることである。

なお、筆者の内発的發展論とハーストの「地域産業公共空間」との類似性、沖縄の地域経済調査や公害運動にもとづいて早くから国家的公共性の権力性・欺瞞性を指摘し、現代的公共性を形成すべしとする提起など、筆者は1960年代後半から既に本書のコンセプトを先導してきた。本書でも、理論と実践、日本と世界を回路づける貴重な論考となっている。

中富論文は、公共空間論の視点から戦後憲法体制と沖縄問題を論じ、沖縄における公共性を検出する。〈政府、沖縄県、名護市、日本〉からなる多層的公共圏の、沖縄軍事基地撤回をめぐる交渉関係は、いかなる経過でいかなる公共性論理に収斂されていったのか。

太田知事の代理署名拒否を支持する県民投票によって、いったんは日本全体がこの問題に対する公共圏となるかにみえた。しかし、国会の議論、名護市の市民投票、沖縄県と政府の交渉等紆余曲折を経て、結局は司法による原則的解決（最高裁判決）以外の道が閉ざされたことを受けて沖縄振興策と引き換えに政治的妥協が図られたことで、日本の世論は急速に冷えた。新しいコンセンサスを生み出すに足る日本規模での公共空間は形成されずに事態は収束したのである。筆者はその経過をもって、「沖縄の公共性は軍事的意味での寄与であり、その見返りとして、沖縄が求めた地位協定の見直し、基地の縮小の代わりに、経済的援助が対置されてきたという現存の公共性が維持された」と結論づける。

沖縄県民は、〈経済振興〉と〈平等な地位要求〉という二つの旗を択一的に選ばなければならないのだろうか。これに答えるに必要な、日米安全保障体制や自律的な地域経済振興策を論じる能力は評者にはない。ただし、知事の交代という多数決民主主義の背後にあ

る、制度的公共圏としての司法と政府という二つの権力的公共性の共犯関係は、長谷川著[2003]が論じる公害訴訟における裁判所の司法消極主義とともに、銘記しておきたい。

黄論文と津田論文は、国家とメディアの対抗・共犯関係のもとで脆弱化した市民社会（植民地化された生活世界）の再生に不可欠の条件である公共性＝公共圏の再生を扱う論考。これは、公共圏論の伝統的次元における公共性の危機の構図である。

今日では、両者は、①肥大化した国家、②権力化したマス・メディア、としてそれぞれに自立性を強め、規制緩和や市場競争激化のなかでこれまで自明のものとされてきた放送の公共性はいっそう危機的な状況にある。

しかし、その一方で、グローバルなネットワーク能力を飛躍的に高めるパーソナルなITツールの普及を技術的基礎として、③市民的公共圏を現代のメディア環境において活性化するパブリック・アクセスが世界各地で広がりつつあるという希望もある。国家と既存放送事業者だけを想定してきた「放送・メディアの規範性・公共性」は再定義を迫られているのだ。

二つの論考は、市民をトリガーとして、放送体制に〈国家、メディア、市民〉という三項関係を配置することによって、拡大・強化された放送体制の現代的な矛盾を制御する契機をみようとす。そして、それをメディア政策としてではなく、パブリック・フォーラム創出という公共空間論的コミュニケーション政策として論じる点で同じ視角をもつ。

国家権力によるメディアや個人に対する統制・管理の排除を意味した古典的な「言論・表現の自由」に加え、市民のプライバシー保護と市民の「知る権利の保障」を折り合わせつつ、いかにメディア権力の「言論・表現の自由」に規制をかけ、市民的公共圏を形成するかが現代的な「言論・表現の自由」の内容である。「古くて新しい課題」の所以である。

黄論文の認識のベースは、強い「国家的公共性」の構造を指摘する「放送の公共性」論である。即ち、日本では「公共放送(=NHK)と民間放送」という構図は、「官と民」という構造と読み替えられがちで、公共放送の「公」と国家や官の「公」の区別が曖昧になるというものである。このようなエリート主義に基づく「放送の公共性」言説が制度や文化を支配する一方、「放送の自由」の名の下に「制限なき商業主義」が氾濫するという、「エリート主義と大衆主義の共謀状況」が放送界の見取り図として示される。

筆者は、こうした状況下での多チャンネル化は、「市場での個人の合理的な交換行為は、個人の好みだけが反映され、社会構成員の福祉向上のための集団的要求には無関心である」という問題をはらんでいて、民主主義社会において必要とされる様々な社会階層や集団などによる意見の多様性、思想の多様性の実現には甚だ遠いものではないか」という。多チャンネル化は「趣味や趣向(ジャンル)の多様化」にすぎないと主張するのである。

筆者は、これに対するメディア政策として、国家と放送事業者だけでなく市民の介入を保障することだけでは足りず、この問題を社会全体のコミュニケーション環境の文脈で検討することを提起している。これは続く津田論文の出発点として引き継がれる。

津田論文は、商品化、巨大化、権力化したマス・メディアに対して、「パブリック・アクセス(市民が企画・製作する放送)」が、コミュニティと市民に開かれた「フォーラムとしての役割」、「社会的合意を形成する機能」を回復させると論じる。

この点に関する先進国の教訓は、①報道内容の客観性、公平性、多様性に加えて、放送内容や事業に対する市民やNPOのアクセス権や参加システムを保障すること。②国家と個人の間にコミュニティや非営利団体をしっかりと位置づけること。③国家やコミュニティ・個人・団体間の相互理解、合意形成の場として市民放送によるパブリック・フォーラムを配置し、技術・財政的援助の仕組みを講

じること、だという。

この目標からみれば、日本では、市民メディアの機能が最もよく発揮される場としての「地域」においても、自治体の認識はあまりに低いのが現状だ。CATV会社に出捐し、コミュニティ・チャンネルを確保して市民制作番組を放映することなどがメディア政策と解されている。しかしそこでは、小中学校における日の丸・君が代、歴史教科書の採用、原発、基地、産業廃棄物処理場・ごみ焼却場建設問題、再開発事業、高層マンション、ホームレス問題といった地域社会の争点は、常に「自治体の政治的中立性」の観点から慎重に除外されているはずだ。ナショナルなレベルでの放送体制が「エリート主義と大衆主義の共謀状況」とすれば、評者は、ローカルなレベルでの「真空型公共性と大衆主義の共謀状況」の構図を示してみたい。これは、相対的上位関係を表す「公」とともに、「私」の集合の不在=真空=「公」とする、日本の「公」のもう一つの用法にも合致している。

富野論文は、自治行政の停滞・閉塞の原因を、今日の自治体の規範と実態のギャップに求め、2000年分権の限界と絡めて展開する。自治行政と市民運動双方の現場を知る筆者の面目が躍如する論考である。筆者はこれを打開する方向として、「地域社会における「公共性」の解体と再構築を内容とする地方自治改革」を提起する。これはコンセプトとしてはハースト・ガバナンス論の「市民社会の再公共化」に似ているが、①日本の場合は再公共化でなく公共化であること、②地域産業空間論や社会経済的企業論として展開するのではなく地方自治改革論として展開しなければならないところに日欧の歴史的かつ決定的な差がある。

ともあれ、本論考は全体として、自治体公共空間における政府、自治体、市民、という三者の現在の位置関係を明快に示している。

①負の方向には「政府」=今般の分権は、戦後期行財政改革が果たし得なかった「遅れてきた改革」(国から地方へという行政間の事務と権限の再配分)でしかない。②正の方

向には「市民」＝多様化・多元化する公益活動の主体として「現代的分権」を要請する。これら両者の間に、③国家公務員制度改革や独立行政法人化を範とする組織改革、市町村合併、NPM、業務の民間委託等々、外圧的な地方版構造改革によって真の自己革新を迫られている地方自治体が位置している。これはもう、「自治体のアイデンティティ・クライシス」とよびうる状況に近いのではないか。

その背後には、議会のオール与党化傾向のもとで政策論議を控え、効率的自治体経営を標榜すれば票になるという草の根の政治状況もある。しかし、評者はここで、殆ど全ての自治体改革論や社会運動論が、NPO/NGOとの連携を強調するものの、市民セクターに呼応する自治体内部の公共圏形成の重要性を見ていないことを指摘したいと思う。

今般の分権の限界を乗り越え、自治行政と住民運動を結びつけ、分権を自治の充実に結実させるためには、新しい市民運動に期待し、環境整備に努めるだけでは十分ではない。福祉・公害・都市開発分野等において自治体施策が政府を先導し、職員が使命感と意欲に満ちていた70年代革新自治体の意義と限界を分析し、これまでの公務労働論を「新しい公共性と民主主義」の成果を取り込んで改訂する必要を痛感する。

村山論文は、自治行政における積極的な市民参加を具体的に制度設計する方法を通して日本の公共性を考察する。筆者の立論のベースには、日本における民主政システムの特徴として、「市民にとっては、自らの支持や要求がどうなっていくのかという入力への関心（入力型民主政のシステム）よりも、国や自治体の政策や決定がいかなるものかという出力への関心（出力型民主政のシステム）の方が強い」という認識がある。そこから、市民参加の制度デザインは、政策とその決定プロセスについての行政の説明や政策の実施評価に焦点が合わせられ、出力型民主政システムに関する各国の先進事例が豊富に例示される。

これは富野論文の提起に応答するものであ

り、評者はその成果を高く評価するものであるが、出力型民主政システムの制度設計への市民の関心の高まりを、日本の民主政文化の特徴から理解するという筆者の認識には違和感を覚える。それは、日本の政治文化によって説明されるよりも、市民運動と出力型民主政システムが連動するメカニズムを必要とする段階に入ったことで説明されるものであり、長谷川〔2003〕全体がその根拠を示している。

つまり、市民運動が交渉力、政策提案能力をつけるに伴い、行政の閉鎖性・非民主性をこじ開けてきたという運動の成果として説明する方が事実関係に即しているのではないか。多くの市民・住民が、自分たちの運動の前に議会という名の多数決民主主義が立ち上がったという苦い思いから、それに遡る手続き的民主主義への検証に向かったのである。

運動団体の間では、筆者がいう「政治文化」を運動の弱点と自覚し、むしろこの弱点を積極的に克服しようと、挫折の運動経験を交流することで公共空間での対話に必要な資質と技法を身に付けようとする取り組みも始まっていることに注目したい。

松下論文は、経験的な比較分析の視点を導入して、多様な途上国世界における「民主化」の実態に即して、西欧起源の概念である「民主化」や「民主主義」を検証するものである。これは、欧米基準の「公共性」スタンダードに異議申し立てするものであり、第1部の対抗的公共圏をも相対化する。また、「テロの温床の絶滅」と「イラクの民主化」という大義を掲げた今般のイラク戦争を検証する重要な視点を提供している。

筆者は、まず、途上国における民主化を、①欧米主導の国際金融機関と、②自国の政治エリートに頼ることの問題点と限界を指摘する。途上国政府は、IMF等が半ば強制する（政治的自由や民主主義と調和すると標榜する）構造調整プログラムを、反民主的方法を用いて実施するなど、むしろ市民組織の創出において否定的な誘因や契機となっていると

して、

また、エリートが提唱する伝統的民主主義論は、①民主主義を制度・手続き領域に限定する制度的民主主義であり、②機能性や効率性の追求に矮小化する「支配の技術としての民主主義」の側面をもっているという。筆者はこれを、「新自由主義的」市民社会論と表裏一体の「市場民主主義」論であり、西欧的バイヤスの産物であるとする。そしてその背後には、「西欧の経済的・開発的モデルのグローバルな強制」があると主張し、それに代わるオルタナティブとして、ブラジルの政治学者レオナルド・アブリツァーの公共空間型民主主義論を紹介する。

それは、ブラジルの参加型予算編成やメキシコの選挙監視運動の経験をふまえて、「公的(社会的)レベルに現れた民主的实践を、参加型公衆を通じて政治社会的制度に転換させること」によって、〈国家—社会〉関係をいっそう民主化させようとするものである。

これは、本書の了解事項と目される「新しい社会運動」が先導する公共性の拡大と民主主義確立の可能性という公共圏論の枠組みであり、本章は、途上国においてもそれが有効に機能する地盤が形成されていることを示すものである。

長谷川公一著「環境運動と新しい公共圏」は、環境社会学の視点から公害反対運動と住民運動にはじまる日本の環境運動の構造と動態を分析し、その延長線上に現代日本の環境運動とそれが担うべき「新しい公共圏」について考察した力作、労作である。最初に、アメリカで、そもそも環境運動が環境社会学を生み出した経緯もふまえ、「環境社会学のベースバクティブの独自性は環境運動の分析にある。」と学問的アイデンティティが示される。

本書の前半は、1990年代に組織化と制度化がすすんだ環境社会学の内外の研究動向をふまえて、2000年代以降を斯学のセカンド・ステージと規定し、課題を提示する学問論(I 環境社会学の問題構成)と、日本の環境運動

に関する理論的・概括的考察(II 環境運動の社会学)にあてられ、環境経済学や環境法学との差別化が強調される。

後半は、1970年代以降の産業公害から地球温暖化問題に至る4事例の実証分析をふまえた日本の環境運動の歴史と問題構造の概括およびその到達点の提示(III 環境運動の展開)。最終部分は、環境運動の変容と成熟、それに対応する環境問題と環境政策をめぐる公共圏の構造転換に焦点をあてた現代社会論(IV 市民セクターと公共圏の変容)である。

筆者は、本書のすみずみまで意を用い、膨大な知見や先行研究で多面的に論を補強し、環境社会学の理論的到達点に則って、現場を起点とした自説を展開していく。環境社会学の膨大な問題構制をバックにしつつも、筆者の一貫した問題意識と提起が貫かれている点で、本書が、筆者の業績の集大成というにとどまらず、環境社会学の組織化・制度化を担ってきた一人として、学会と現場への貢献をめざそうとする筆者の気迫が伝わってくる。

1. 「環境運動と公共圏」という視角— 社会学のアイデンティティにたち戻って

筆者は、長年にわたって地道に追いつけてきた4つの公害反対運動・環境運動を詳細に分析し、それぞれの運動の構造的特質、限界、課題を整理したうえで意味を付与する(III)。

・70年代：公共圏としての名古屋新幹線公害訴訟(第7章)

・80年代：新しい社会運動としての反原子力運動(第8章)

・90年代：日本初の住民投票としての巻町の住民投票(第9章)

・2000年代：政策・運動・ビジネスの相互浸透・コラボレーションとしてのグリーン電力運動(第10章)である。

個々の事例の意味と意義は本文に譲るが、筆者は、4事例の類型化と時代・段階区分をとおして環境運動の変容と成熟を示している。ここから〈対決型から例示的实践を通した事業・政策提案型へ〉という日本の環境運動の道筋が筆者の主張として示される。

公共圏論の視角からいえば、そこには、国家的公益性・公共性がはらむ政治的仮構性の暴露、議会制民主主義を補完する直接民主主義の起動、市民的公益性の具現化という里程碑が確認できる。このプロセスは、「価値観と利害を異にする問題の関与者が、理性的に議論しあいつつ接点を見出し、徐々に合意形成を積み重ねていけるような場と制度を自らつくりあげていくこと」を意味する。筆者はこれを「新しい公共圏」と呼んでいる。

この場合、「環境運動」と「市民的公共圏」を結びつけるものは、表面的には、環境社会学において確立されているコミュニケーション論的アプローチによるものということになるだろうが、より根本的には、社会学という学問には、その形成の契機から、そもそも公権力への対抗という動機、つまり、市民的公共圏の理念が存在していたことがある。

筆者はまた、日本の環境運動の課題として、前半部では、欧米と比較した場合の最大の隘路として人的・経済的資源の動員の困難さをあげ、その要因として、①日本の政策決定過程（政治的機会構造）の閉鎖性と、②「告発・抵抗型の運動」という硬直的なフレーミングをあげる。

②は①によって反射的に規定されたものである。筆者はこの経過を、「閉鎖的な計画決定過程においては、批判的な社会運動は「告発・抵抗型の運動」ととどまりがちであり、建設的で実行可能な対案提示能力を高めにくい、日本における社会運動・環境運動は長い間このような性格から脱却できなかった。」と述べている。筆者は、政党や労働組合による硬直的なフレーミングに退場を迫り、社会的ニーズを受け止め、発掘する柔らかな感受性（文化的フレーミング）を市民運動に期待するが、それは、社会学の創始者たちが市民社会の潜勢力に期待し、これを解き放とうと企てたことと一致する。

後半部では、環境基本法や特定非営利活動促進法の制定、国際化・情報化などを契機に、日本の環境運動や環境 NGO/NPO も、組織性と専門性、政策志向性を強めつつあるとして、1980年代後半以降の欧米で盛んになった

ように、政府・行政、企業との間で、環境運動が従来のような敵対的な関係にとどまることなく、コラボレーション（領域横断的で対等で限定的な協働作業・関係）を構築するなかで政策転換を進めていくことが課題だとする。

そこには、1990年代以降の環境運動の成熟に対応した公共圏の変容を念頭において、環境運動の焦点はリスク回避とスケール・デメリットの回避にあるとして、小規模分散型の自然エネルギーに依拠した分権的な社会の構築をめざす欧米の環境運動や持続可能なまちづくりを先導的試行として、日本でも、国家と独占企業を敵手とする原子力問題のような対決・イシュー型の分野においてすら、自然エネルギーの普及をめざすグリーン電力運動という政策志向型の新しいタイプの運動（例示的实践）が登場してきたことがある。

2. コラボレーション：その1—環境社会学のアイデンティティとの関連で

筆者は、環境社会学のアイデンティティ問題に紙数以上に多くを投入しているが、それは、学問論という以上に本書の結論を決定的に方向づけている。アイデンティティを念頭においた本書の一貫する問題意識は、「環境社会学も、〈現場〉の運動の変化に対応して、政策分析能力・政策決定過程の分析能力、さらには、政策形成能力と政策構想能力を高めていくべきである。」との主張に尽くされているように、それは環境経済学や環境法学を強く意識したものである。環境社会学が提起する政策とは、二学のように、「市場」、「権利」、「法」という外在的な強制力をとおして人々をコントロールするものでなく、自らをそのうちに含む「市民的公共圏」で合意された決定を受け入れるものであることがポイントだ。

その観点からすれば、環境社会学がコラボレーションを提起することは十分納得できる。しかし、評者は、コラボレーションの今日的意義と、提起されるに至った筆者の実証研究、現状認識、時代予測の妥当性を支持し、文化・芸術の分野では手ごたえを感じるもの

の、環境問題解決においてどれだけの政策プレゼンスを占めることができるかは予測しえない。

なぜなら、〈公害反対運動→原発反対運動→グリーン電力運動〉の線での環境運動の発展過程と欧米でのダイナミックな〈コラボレーション〉の諸事例は説得的だが、①市民セクターの主体的条件に依拠し過ぎているのではないか、②コラボレーションにおける共有利益の内容と情勢が極めて状況依存的ではないか、との疑問をもつからである。

結局のところ、実践を通じて有効性を確認するしか答えはないが、対応策も考慮しつつ、運動としては、創造的な例示的实践をうみだすこと、コラボレーションに至るパートナーシップの経験を積み重ねること、社会としては、税制やボランティア活動のための時間の保障等、NPOを支える環境整備を図ることが課題であろう。

率直に言って、評者は、コラボレーションが一面的に強調されており、また、期待されすぎではないかとの印象をもつと同時に、コラボレーション以外の政策や展望は該当する学問分野が示すべきであり、そのことには当然、合理性と限界があるものとして納得もする。それゆえに、環境三学会が環境政策を焦点にした対話を試みているのもであろう。

ただし、環境社会学における、あるいは社会学の他のアプローチにおけるコラボレーション評価はいかなるものかについては関心がある。なぜなら、本書では、例えば、被害構造論や受益圏・受苦圏論の扱いは〈公害反対運動→原発反対運動→グリーン電力運動〉という単線型発展段階経路のうちに、社会学のアイデンティティは(筆者が定義する)環境社会学のアイデンティティのうちに吸収されてしまったかの印象を受けるからである。

3. コラボレーション：その2—単線的な運動ステージ論への疑問

山口編[2003]では、書き手の人数と分野が多数にわたるため、公共圏論や公共性論の推進基軸として、「新しい社会運動が先導す

る公共性の拡大と民主主義確立の可能性」という了解はあるものの、考察、論理、展望、政策への力点の置き方や、それらの論理整合性、あるいは支持されるべき公共性のうちでも、何が古くて何が新しいのかは問われなかった。

しかし、長谷川著[2003]では、「環境社会学が組織化と制度化というファースト・ステージを超えて、政策研究などが重視されるセカンド・ステージを迎えているという課題認識のもとに、環境問題と環境政策を媒介し、新しい公共圏を担う環境運動に焦点をあてて、環境運動の変容とその展開の可能性を社会的に分析・展望し、セカンド・ステージの環境社会学の新たなパースペクティブを切り拓いていきたい。」と述べる①〈学問としての発展段階規定〉と、欧米の環境運動の動向を根拠に、「テクノクラートと社会運動、計画と運動を対峙する「新しい社会運動」の図式は、ファースト・ステージにこそ適合的だった」が、「体制内に参入し政府や企業体の政策決定過程に深く関与し、体制内部で変革のオルタナティブを提起するセカンド・ステージにおいては、テクノクラートと社会運動の多様な協力関係(コラボレーション)が、共生社会=成熟社会に向けてのシステムのつくりかえの原動力である」とする②〈運動としての発展段階規定〉と、③日本社会の現実、の三者は正確に対応しているのであろうか。「政策」としてのコラボレーションの評価はそこにかかってくる。

歴史的、政治的に欧米と比べてみた場合の、日本における市民社会形成の圧縮されたプロセスと主体形成の問題をもっと考慮すべきではないだろうか。

また、運動論的にはリニアな方向提示は、限りなく魅力的ではあるが、運動と地域コミュニティの多様性、独創性への配慮を残す必要はないか。

環境問題の深刻さと産業起源の汚染、浪費奨励型の市場、行政の閉鎖的体質、長時間労働と過労死を強いる日本型企业社会等々にみる日本の現状は本当にセカンド・ステージに対応するのか、日本型企业社会の修正なくし

では、ボランティア活動を支える自由時間は保障されない。環境運動は政治的有効性、政治過程における影響力もあわせて問い続けるべきではないか。自治体レベルでは市民運動・住民運動から首長を推す動きが広がってきたというものの、国政レベルでは「緑の党」というまでもなく、総選挙でも環境は争点とならなかった。

筆者が「環境経済学や環境法学が技術論的で道具的であるのに対して、社会学者の発想は自生的であり、反省的である。」と述べるように、環境経済学は、私益の追求が全体として公益に帰着するメカニズムを追求し、各セクターの利益最大化の均衡点を重視する。これに対して社会学は、「近代社会の自意識」として、テクノクラシーへの対抗力を追求するすぐれたマインドをもっている。そこに、近代社会に対する批判とともに、そこに生きる「大衆」であることへの自己批判の観点が住み、それが「公衆」、公共圏が形成される契機となるのではないだろうか。評者は、「告発・対向型の運動」の変わらぬ意義を、今日的な方法で表出するという課題の重要性についてあらためて強調したいと思う。

4. NGO/NPOの発展の条件を問う—期待と現実のギャップ、専門家との関連で

評者が唯一、物足りなく思うのは、本書が〈行政・市民・企業〉が連携する客観的基盤としての歴史的条件に紙数が割かれていないことである。これを欧米との比較でみてみたい。

筆者もいうように、〈行政・市民・企業〉の相互関係は各国とも濃密な長い歴史をもっている。欧米では、共同体主義的、社会改良主義的、新自由主義的といった多様なNPOの特徴が観察される。市民革命を経験せずNPOと不可分な市民社会は未成熟な段階にある日本と較べて、欧米にはそれぞれの歴史的経緯に発して古くからNPOが組織化・制度化されており、①資金調達、②人材確保（専門家の存在を含む）、③内部マネジメントの蓄積があり、NPOを広く支える社会的・

経済的マインドと支援税制が存在する。

伊藤裕夫が以下述べているように、アメリカのNPOを支える資源は、今日では市民の善意だけでなく多分に政策的、功利的要素が少なくない。とくに人材については、第一世代の慈善的なマインド、第二世代の社会改革的思想への共感、今日の第三世代のキャリア・アップ・バイヤスなど多様な動機に従い、活発なボランティアがNPOを支えている。

日本と比較した場合、ホワイト・カラー層の参加が多いことが特徴的だが、そこには専門的職能を前提に、自ら専門的知識と経験を積まないと雇用機会が得にくいという事情がある。とくに若い世代にとっては、実務経験、人脈づくり、情報収集等のために自分のめざす分野でボランティアをすることは普通で、失業率の増加や情報・環境など新ビジネス分野が広がるなかで、その傾向は際立っているという。サービス活動や事務を手伝うボランティア、NPOの運営に責任を負う理事ボランティア、知識や技術を有する専門ボランティア等々がいる。

筆者は、日本の環境運動の力量不足のかなりの部分は専門家の力量不足だと述べているが、アメリカでは、70年代後半から公共と民間のパートナーシップによるコミュニティ開発・都市開発が隆盛した経過もあり、コラボレーションの核となるパートナーシップについて、既に豊富な経験と多くの実務的知識と理論を蓄積し、制度と体制が整備されている。

他方、欧州諸国では、歴史的起源の様々な形態で活動している財団や社団、公益信託等があるが、80年代以降の福祉国家の危機を契機として、それらが社会政策的に再編の対象とされ、そのことが社会に大きな影響を与えてきた。状況や制度は国ごとに大きく違うが、イギリスでは社会福祉部門の営利・非営利両部門を含めた民間化が、フランスでは地方分権化に伴う社会サービスの新しい担い手の開発が、NPOへの認識を高めたという。

さらに、途上国問題や地球環境問題など新しい社会問題の出現がそれに拍車をかけるなかで、古くからの慈善団体、地域団体、職能

団体を広くNPOセクターとして認識し、社会的な役割を確立しようという動きが、政府側からも地域ガバナンスを論じる側からも生じている。

とくにイギリスでは、政府は、NPOを政府の補助的・補完的なものから政府の代替的な役割を担うものへとシフトさせる方向で、NPOとのパートナーシップを政策的に進めた。

また、EU産業政策においては、その「社会的側面」の一つとして、中小企業政策には、協同組合・非営利組織までを含む幅広い視野と対象をもっている。欧州におけるコラボレーションの前提には、歴史的実態としての市民社会の上に今日的な政策基盤が確固として存在するのだ。（誤解はないと思うが、評者は、公共サービスの民間化への評価を離れて、欧米のNPOのダイナミズムと比べ、日本のNPOが自治体の個々の施策を補完・補充するものとして利用されている現状をふまえて、NGO/NPOへの期待と現実のギャップの背景を述べている。）

以上、縷々述べてきたことをふまえるならば、評者は、本書が提起するコラボレーショ

ンについては、内発的發展概念がそうであるように、その政策的操作性や有効性を問うよりも、市民運動・環境運動に未来への方向を示し、人々を励まし、創意工夫をひきだす「運動」としての意義を高く評価したいと思う。

本書評がとりあげた二冊は、問題意識、テーマ、論点、主張において共通する部分が限りなく多い。本書評が心がけてきたように、二冊をコミュニケイティヴに、相補的に併読することで、それぞれの良さが最大限に発揮されると思う。そのとき、読者は、市民セクターこそが新しい「フロンティア」であることを確信されるであろう。

（以上）

参考文献

- ・伊藤裕夫「NPOの実態と期待との狭間—欧米ならびに日本の動向から—」『都市問題』第88巻第4号（1997年4月号東京市政調査会）
- ・秋本福雄「パートナーシップによるまちづくり—行政・企業・市民／アメリカの経験」（1997年学芸出版社）